

■この質問主意書は、実際に提出した質問主意書を、HP閲覧用に内容を変えずに、体裁のみ変更しております。

衆議院議員柿澤未途君提出子ども手当の 「二重支給」に関する質問に対し答弁する

平成22年3月30日

衆議院議長 横路孝弘 殿

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫

衆議院議員柿澤未途君提出子ども手当の「二重支給」に関する質問に対する答弁書

■ 1について

平成21年国家公務員給与等実態調査による、平成21年4月1日現在における一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の規定に基づき扶養手当が支給されている職員の数は16万724人である。同調査による続柄別の扶養親族数にそれぞれの続柄に応じた手当月額を乗じて得た扶養手当の総額は34億7375万7,000円となる。このうち、配属者に係る不要手当の額については手当月額1万3千円に、同調査による扶養親族である配偶者の数を乗じ、15億8163万2,000円となる。職員に配偶者がある場合の子に係る扶養手当の額については、手当月額6,500円に、同調査による当該場合の子の数に乘じ、13億9234万5,500円となるが、職員に配偶者がいない場合には、扶養親族の続柄にかかわらず扶養親族のうち一人について11,000円を支給することとされているところ、同調査においては、この11,000円の支給対象となる子の数を調査の対象としていないため、子に係る扶養手当の総額をお示しすることはできない。また、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合の加算額については、当該子一人につき加算される5,000円に、同調査による当該子の数を乗じ、3億5601万5,000円となる。

■ 2について

お尋ねについては、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条73号に掲げる特別職の職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第1条に規定する防衛省の職員（以下「特別職の職員」と総称する。）に対し、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律第10条及び防衛省の職員の給与等に関する法律第12条の規定に基づき、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給することとされている。

「公務員本人との続柄に応じた支給対象類型」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特別職の職員については、一般職の国家公務員の例により、配偶者に係る手当月額については13,000円を、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び

孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹並びに重度心身障害者（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）に、係る手当月額については一人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子、父母等のうち一人については11,000円）を支給することとされている。また、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合については、当該子一人につき5,000円を加算することとされている。

平成21年7月に特別職の職員に対して支給された扶養手当については、配偶者に係る扶養手当の支給対象人数は10万8,598人であり、支給額は14億1177万4,000円である。職員に配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等及び職員に配偶者がいない場合で扶養親族たる子、父母等が二人以上いるときの一人以外の扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給対象人数は21万5,049人であり、支給額は13億9781万8,500円である。

職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子、父母等のうちの一人に係る扶養手当の支給対象人数は4,201人であり、支給額は4621万1,000円である。満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり子がいる場合における加算を受ける扶養手当の支給対象人数は4万5,480人であり、加算額は2億2740万である。これらの額を合計して得られる、特別職の職員に対して平成21年7月に支給された扶養手当の総額は30億8320万3,500円である。

■ 3について

地方公務員に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び同項に基づく地方公共団体の条例の規定に基づき、扶養手当を支給することができる。

「公務員本人との続柄に応じた支給対象類型」の意味するところが必ずしも明らかではないが、扶養手当に係る続柄に着目した直近の悉皆調査である平成20年地方公務員給与実態調査により把握しているところでは、平成20年4月1日現在の都道府県、政令指定都市及び市（政令指定都市を除く。以下同じ。）における配偶者に係る扶養手当の支給対象職員数は、それぞれ45万8,144人、8万8,725人及び22万3,690人であり、扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給対象職員数は、それぞれ64万9,691人、10万2,363人及び31万8,759人である。

また、同調査によると、都道府県、政令指定都市及び市における平成20年4月分として支払われるべき扶養手当の総額は、それぞれ約159億4000万円、約28億2000万円及び約77億6900万円と推計される。なお、同調査においては、続柄別の扶養手当の支給額については対象としていないことからお示しすることはできず、また、中核市を区分した集計は行っていない。

■ 4及び5について

公務員の給与は、扶養手当を含め、民間における給与等を反映して定めることされており、子ども手当を支給したとしても特段の問題があるとは考えなかったところである。